

令和元年第2回（6月）三郷町議会
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 6 月 7 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令和元年6月7日 午前9時30分宣告（第1日目）
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀 4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子 6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎 8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三 10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男 12番 伊 藤 勇 二 13番 高 岡 進
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121 条の規定により説 明のため出席した 者の職氏名	町 長 森 宏 範 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 坂 田 達 也 こども未来創造部長 窪 順 司 環 境 整 備 部 長 佐 藤 忍 水 道 部 長 橋 和 成 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長 辰 己 政 行

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>公平委員会委員長 藤 原 佑 二</p> <p>農業委員会会長 下 村 修</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 大 内 美 香</p> <p>議会事務局長補佐 高 間 洋 光</p>
町長提出議案の題目	<p>承認第 5 号 令和元年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について</p> <p>議案第 3 4 号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 3 5 号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 3 6 号 三郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について</p> <p>議案第 3 7 号 三郷町介護保険条例の一部改正について</p> <p>議案第 3 8 号 平成 3 0 年度（繰）（仮称）ウェルネスパークしぎさん施設整備事業請負契約（地方創生拠点整備交付金事業）の締結について</p> <p>議案第 3 9 号 三郷町道路線の廃止について</p> <p>議案第 4 0 号 三郷町道路線の認定について</p> <p>報告第 3 号 平成 3 0 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について</p> <p>報告第 4 号 平成 3 0 年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について</p> <p>報告第 5 号 平成 3 0 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について</p> <p>報告第 6 号 寄附の受け入れについて</p> <p>報告第 7 号 寄附の受け入れについて</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 3 号 1 0 月からの消費税 1 0 % への増税中止を求める意見書</p> <p>発議第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 3 番 南 真 紀 4 番 黒 田 孝

令和元年第2回（6月）

三郷町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月7日

午前9時30分開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 5号 令和元年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 第 4 議案第34号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第35号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第36号 三郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第 7 議案第37号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 第 8 議案第38号 平成30年度（繰）（仮称）ウェルネスパークしぎさん施設整備事業請負契約（地方創生拠点整備交付金事業）の締結について
- 第 9 議案第39号 三郷町道路線の廃止について
- 第10 議案第40号 三郷町道路線の認定について
- 第11 報告第 3号 平成30年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第12 報告第 4号 平成30年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第13 報告第 5号 平成30年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第14 報告第 6号 寄附の受け入れについて
- 第15 報告第 7号 寄附の受け入れについて
- 第16 提案理由の説明
- 第17 発議第 3号 10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書
- 第18 発議案 4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書
- 第19 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和元年第 2 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（高岡 進） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 2 3 号によりまして、令和元年第 2 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび、6 月 1 日付をもちまして、奈良県町村会の副会長職を拝命いたしましたので、この場をお借りしてご報告申し上げます。今後、本町はもちろんのこと、奈良県全体の発展に尽力してまいりますので、議員各位のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、昨年 8 月の子ども議会において、SDGs 環境未来都市宣言を行いました。また、本年 3 月には、内閣府へ、SDGs 未来都市の選定を目指して申請したところがございます。今後も、SDGs の理念である誰一人取り残さない社会の実現に向け、環境対策事業を初め、スマートシティ S A N G O 構想など、創意工夫を凝らしながら、あらゆる場面で、人にもまちにもレジリエンスな環境未来都市をスローガンに、さまざまな取り組みを進めてまいりますので、どうか議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、改めまして、本定例会に提出いたします議案でございますが、承認案件 1 件、議決案件 7 件、報告案件 5 件の計 1 3 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（高岡 進） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、

3 番、南 真紀議員、4 番、黒田 孝議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（高岡 進） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 8 日間にしたい
と思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 14 日ま
での 8 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 次に、日程第 3、「承認第 5 号、令和元年度三郷町住宅新築資金等
貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」から日程第 15、「報
告第 7 号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させま
す。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

日程第 3 承認第 5 号 令和元年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第 1 号）の専決処分について

日程第 4 議案第 34 号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 35 号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1
号）

日程第 6 議案第 36 号 三郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に
ついて

日程第 7 議案第 37 号 三郷町介護保険条例の一部改正について

日程第 8 議案第 38 号 平成 30 年度（繰）（仮称）ウェルネスパークしぎさ
ん施設整備事業請負契約（地方創生拠点整備交付金
事業）の締結について

日程第 9 議案第 39 号 三郷町道路線の廃止について

日程第 10 議案第 40 号 三郷町道路線の認定について

日程第 11 報告第 3 号 平成 30 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書
について

日程第 12 報告第 4 号 平成 30 年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書
について

日程第 1 3 報告第 5 号 平成 3 0 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 1 4 報告第 6 号 寄附の受け入れについて

日程第 1 5 報告第 7 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） 日程第 1 6、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「承認第 5 号、令和元年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」であります。平成 3 0 年度において、本会計が赤字決算となりましたことから、令和元年度予算におきまして、歳入では歳入欠陥補填収入、歳出では前年度繰上充用金で 2 億 2, 9 9 3 万 8, 0 0 0 円を追加するもので、本年 5 月 3 1 日付をもって専決処分を行ったものであります。

次に、「議案第 3 4 号、令和元年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）」についてであります。当初予算に 3, 9 7 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 8 1 億 6, 9 7 3 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳出の総務費では、職員の人事異動により、住民情報、税情報で使用する住民情報システムのパソコンが不足していることから、情報管理費で 8 0 万 9, 0 0 0 円を追加するものであります。また、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業におきまして、城山台自治会への助成が採択されましたので、自治振興費で 2 2 0 万円を計上するものであります。

次に、民生費では、本年 1 0 月から年金受給者への給付金算定の処理方法が変更されることから、システム改修費として国民年金費で 3 8 万 9, 0 0 0 円を追加するものであります。

また、介護保険法の改正による低所得者の保険料軽減に伴い、当該保険料軽減分を国・県・町で負担することとなり、介護保険特別会計予算を補正計上する必要があるため、一般会計の繰出金として 1, 0 3 4 万 8, 0 0 0 円を追加するものであります。

次に、本年10月から幼児教育無償化が開始されますが、同時に児童発達支援等のサービスも無償化され、障害者福祉サービス等の報酬、障害福祉人材の処遇改善によるシステム改修が必要となることから、障害者（児）福祉費で285万1,000円を追加するものであります。

また、プレミアム付商品券事業に係る経費について、今回、国からその詳細が示されたことから、同事業に係る経費1,682万2,000円を計上するとともに、国による幼児教育無償化に伴うシステム改修費として、児童福祉総務費で632万円を計上するものであります。

一方、歳入では、歳出で説明いたしました低所得者への介護保険料軽減による国庫負担金で517万4,000円、県負担金で258万7,000円を追加するものであります。

また、国の幼児教育無償化によるシステム改修への国庫負担金で242万1,000円、国庫補助金で632万円を計上するとともに、プレミアム付商品券事業で1,682万2,000円、年金システム改修で38万9,000円をそれぞれ国庫補助金で計上するものであります。

最後に、コミュニティ助成事業への自治総合センターからの助成金として、雑入で220万円を計上するとともに、補正予算の収支を合わせるため、財政調整基金繰入金を382万6,000円追加するものであります。

続きまして、「議案第35号、令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

一般会計補正予算でも説明いたしましたが、低所得者の保険料軽減のため、介護保険料を1,034万8,000円減額し、同額を一般会計繰入金で増額するもので、予算総額に変更はありません。

続きまして、「議案第36号、三郷町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」であります。

本条例につきましても、町職員の配偶者の外国勤務などに同行するための休業、配偶者同行休業制度を新設するため、必要な手続や処遇等を地方公務員法の規定に基づき定めるものであります。

なお、休業期間は最長3年間、休業中は無給とし、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第37号、三郷町介護保険条例の一部改正について」であり

ます。

補正予算でも説明いたしました。が、介護保険法の改正により、低所得者の保険料軽減を本年10月から実施するため、改元による文言修正とあわせて、所要の改正を行うもので、本年度以降の保険料から適用するものであります。

続きまして、「議案第38号、平成30年度（繰）（仮称）ウェルネスパークしぎさん施設整備事業請負契約（地方創生拠点整備交付金事業）の締結について」であります。

本案につきましては、信貴山のどか村園内から温泉が湧き出たことを受け、同園施設内の町有施設を有効活用し、温浴施設の整備などを行うため、国の地方創生拠点整備事業として、（仮称）ウェルネスパークしぎさん施設整備事業を進めるものであります。

具体的な整備内容ですが、大温室を温浴施設に、またサブ温室3棟のうち1棟を休憩室、残り2棟を新産業促進施設としてリノベーションするもので、施設整備に加え、整備後の運営も含め、今回、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集した結果、代表企業、奈良県生駒郡三郷町立野北2丁目10番35号、株式会社泉郷、構成企業、東邦建株式会社ほか、町内3法人を契約の相手方とし、消費税を含め、3億8,940万8,000円で請負契約を締結するものであります。

続きまして、「議案第39号、三郷町道路線の廃止について」及び「議案第40号、三郷町道路線の認定について」であります。

両議案につきましては関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、信貴山の大門ダムを起点に、亀池を通過し、立野北3丁目の町道信貴山麓線との接点を終点とする町道立野2号線のうち、起点から亀池までの道路が一般交通として使用されていないことから、一旦全路線を廃止し、改めて道路として使用されている区間を町道認定するものであります。

また、近鉄生駒線勢野北口駅北側の跨線歩道橋であります。が、道路法の改正により、適切な維持管理を行う上で、同法に規定する道路に位置づける必要が生じたことから、新たにこの橋梁を勢野170号線として町道認定するものであります。

続きまして、「報告第3号、平成30年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。

平成30年度における同会計の繰越明許費として、総務費で新改元対応委託業務を初め7事業で、総額5億6,230万2,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第4号、平成30年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について」であります。

平成30年度の同会計において、公共下水道事業及び流域下水道事業で、8,293万6,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第5号、平成30年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について」であります。

平成30年度の同会計において、惣持寺地区での下水道事業に伴う配水管布設替工事として、1,122万円を翌年度へ繰り越しましたので、同様に地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

最後に、「報告第6号及び報告第7号、寄附の受け入れについて」であります。

本年3月6日に、町内在住の匿名の方から、社会福祉振興事業にと、現金5万円をご寄附いただきました。

また、本年5月22日に、大阪ガス奈良地区支配人、速水英樹様から、庁舎来場の乳幼児用にベビーラック1台をご寄附いただきました。心より厚くお礼を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議いただき、承認、可決賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 日程第17、「発議第3号、10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第3号、令和元年6月7日、三郷町議会議長、高岡進様。

10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、久保安正。賛成者、神崎静代、南 真紀。

次のページをお願いします。

10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書。

内閣府が5月13日発表した3月の景気動向指数（2015年＝100）速報値は、景気の現状を示す一致指数が前月比0.9ポイント低下の99.6となり、政府は景気の基調判断を2013年1月以来、6年2カ月ぶりとなる「悪化」に引き下げました。景気がすでに後退局面にはいった可能性があります。

5月20日、内閣府が発表した1～3月期の実質国内総生産（GDP）速報値は、前期比0.5%増となりました。しかし、実質GDPがプラスになった最大の要因は、内需が落ち込んで輸入が4.6%減となり、輸出の2.4%減を上回る規模となったことによるもので、輸出が増加してGDPを押し上げたのではありません。GDPの6割を占める個人消費は前期比0.1%減と消費不況が続いています。消費の低迷に加え、米中貿易摩擦などの影響で企業が投資を手控える動きが強まり、設備投資も0.3%減でした。輸出入も消費も設備投資も落ち込んでおり、日本の景気は冷え込んだまま、さらに悪化を続けているというのが実態です。

景気が落ち込んでいるなかでの消費税増税は、国民のくらしと日本経済に大きな打撃となることは明らかです。三郷町議会は、国に対して、10月からの消費税10%への増税は中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

2019年6月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ただいまの朗読の発議第3号について、提案理由の説明を求めます。久保議員。

2番（久保安正）（登壇） 10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書について、提案理由を述べます。

安倍政権は、消費税を10月から10%に増税しようとしています。2014年の消費税8%への増税を契機に、実質家計消費は年25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年10万円も低下してしまいました。内閣府が5月13日に発表した景気動向指数が6年2か月ぶりに悪化となるなど、政府自身も景気悪化の可

能性を認めざるを得なくなっています。

これまで、3回の消費税増税が行われました。1989年の消費税導入時、3%増税はバブル経済のさなかであり、1997年の5%増税も、2014年の8%増税も政府の景気判断は回復でした。それでも、消費税増税は深刻な消費不況を招きました。今回は景気が後退する局面であり、5兆円に近い大增税を強行しようとしているのです。これほど無謀な増税はありません。

アメリカと中国の貿易戦争も深刻化しており、IMF国際通貨基金やOECD経済協力開発機構なども、世界経済の減速や失速を警告しています。そんな中でも、安倍政権は大增税で家計を痛めつけようとしています。

4月4日付、ウォールストリートジャーナルは、安倍首相は、年内に消費税率を引き上げ、景気を悪化させるとかたく心に決めているように見える、このようにやゆしております。これほど愚かな経済政策はありません。

こんな経済情勢で、増税を強行していいのかという声は、政権与党の中からも出ています。5月21日に開かれた自民党役員連絡会で、西田昌司参議院国対委員長代行は、内閣府が発表した2019年1月から3月期の国内総生産GDP速報値が、前期比0.5%増、年換算率で2.1%増となったことについて、次のように述べたと報道されました。個人消費減、輸入減で、内需が減少したことによる縮小均衡で、数値がプラスになったに過ぎない。衝撃的な数字だ。10月からの消費税10%増税について、もう一度議論すべきだ。また、同じ5月21日に、経済学者やエコノミストの有識者の方々が、衆議院議員会館内で会合を開き、消費税増税の景気悪化リスクを指摘する意見書をまとめ、政府に提出しました。その中で、前日銀副総裁の岩田規久男氏は、現在の日本経済の解決すべき最大の問題は、デフレ完全脱却である。デフレ脱却が遠のいたのは、2014年度の消費税増税により、消費が低迷し続けているためである。今、政府がすべきことは、消費を活性化させ、経済を外需に依存しない内需主導型成長軌道に乗せることである、このようにコメントしています。

暮らしと景気に大打撃となる10月からの消費税増税は中止すべきです。

以上であります。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 日程第18、「発議第4号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天

間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第4号、令和元年6月7日、三郷町議会議長、高岡進様。

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、久保安正。賛成者、神崎静代、南 真紀。

次のページをお願いします。

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続における国民投票の場合には投票総数の5割以上で、国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』ではないか」との問いが含まれている。これは何も面積の格差だけを訴えているのではない。その本質は「自由の格差」の問題だ。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合う

べき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

よって、三郷町議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要な否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要な否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年6月、三郷町議会。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）
以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ただいま朗読の発議第4号について、提案理由の説明を求めます。
久保議員。

2番（久保安正）（登壇） 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書について、提案理由を述べます。

意見書につけております資料をごらんください。

沖縄の「新しい提案」実行委員会が、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間

基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を、3月25日で全国1,700余りの全ての自治体に郵送し、陳情の趣旨に沿った意見書の採択を、自治体議会に要望しております。

提案した意見書は、新しい提案実行委員会の資料として添付されております意見書案と同一内容です。

提案理由は、陳情の趣旨、1、沖縄の声。2、憲法41条、憲法92条、憲法95条違反。3、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反。4、民主主義の二つの大原則に反する。5、人権侵害及び法の下での平等違反。6、求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決。この6点に述べられているとおりです。参考にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

ところで、先日4日の火曜日、沖縄県浦添市の市立浦西中学校のテニスコートで、部活動中の生徒らの目の前で、アメリカ海兵隊普天間基地所属ヘリの部品落下事故が発生しました。教育現場への相次ぐ部品落下という子ども達の命を脅かす異常事態です。これが、三郷中学校で起きたと想像力を働かせてみてください。三郷町議会は、どういう態度を表明しますか。意見書の要請項目1にあるように、普天間基地を運用停止すること、このことについて、一刻の猶予もありません。

以上、提案理由です。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（高岡 進） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。（別紙1頁～5頁）

以上でございます。

議長（高岡 進） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔一般質問〕

議長（高岡 進） 日程第19、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、5番、先山哲子議員。一問一答方式で行います。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、ただいまより私の質問をさせていただきます。

「龍田古道日本遺産登録について」、3月議会でとありますが、それ12月議会の間違いですので、訂正をお願いいたします。私が一般質問いたしました、遺産登録に向けてさまざまなプロジェクトも組み、また柏原市とも連携しながら、関係者の方たちが大変尽力されております。何とか実現との大きな思いがありますが、1月に申請いたしました。その結果はこの5月にはわかるということでしたが、だめだったということは、私はわかっているんですけど、実現しなかった理由、内容等をわかる範囲で聞かせていただきたいと思います。そして、もう一度だけ申請チャンスがございます。多分、来年早々かと思いますが、この辺も詳しくお聞かせいただきたいと思います。

それと、来年10月に万葉学会全国大会がこの三郷町で行われます。三郷町で本当に初めてのことで、名誉なことなんです、3日間、10月に行われるわけです。その道の権威の方とか、著名な先生方も来られます。いかにこの三郷町が万葉集と深いかわりがあるかということがございますので、この申請がそのあとだったら、まだちょっとアピール度も違うかなと思うんですが、申請時期は決まっているんでしょうか。その辺のことをあわせて聞かせていただきたいと思います。だめだった、実現しなかった理由、内容、それと、いつごろ再申請するか、延ばすことはできないのか、期限は決まっているのか、この点をまずお聞かせください。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、先山議員のご質問にお答えいたします。

まず、先山議員おっしゃったように、平成30年第4回12月定例会におきまして、議員から日本遺産登録への取り組み状況についてのご質問があり、その際、古道での登録は平成29年度に竹之内街道が登録されたことから、道だけでの登録は困難であるため、地滑り対策が講じられている亀の瀬の地質的・地理的要因を含め、自然と文明の交差点という観点に重点を置くとともに、観光面などの交流人口を高める取り組みを取り入れ、申請する予定でありますとの答弁をさせていただきました。

その翌月、本年1月に申請いたしました。5月20日の発表におきまして、申請72団体中16団体が採択されましたが、龍田古道につきましては不採択という残念な結果となりました。

今、先山議員からのご質問で、どのようなことが原因でダメだったかというのは、現在、ちょっとまだお答えすることはできません。今後、今回の審査会においての意見及び指摘事項を文化庁からいただけることになっておりますので、3年前に包括連携協定を締結して、今回の申請を一緒に進めてまいりました柏原市と、まずは十分に協議してまいりたいと考えております。

それと、1月、来年ですけれども、1月にもう一度申請する機会がございます。当初、この日本遺産登録につきましては、2020年までにおよそ100団体が申請されるという、認定されるということになっております。今回の認定16件を合わせて、現在83自治体が認定されております。残り17団体の枠を取りにかなければならないので、今後、協議を重ねて申請してまいりたいと考えております。

それと、加えて専門家や多くの方々のご意見もお聞きするとともに、地元の方々に構成している風の郷、龍田古道プロジェクトを初めとする民間団体のご協力もいただきながら、官民挙げて全町的に取り組まなければならないと考えております。申すまでもなく、柏原市と本町におきましては、3幸プロジェクト、三つの幸せと書いて観光・健康・振興のそれぞれのコウを幸せで表現しております。バーチャル空間で古道を歩くアプリの配信など、龍田古道の認知度を高める事業も行っているところでありますが、さらなる観光客、宿泊客の増加や地域内での消費拡大を図るためには、龍田古道の日本遺産登録は、必要不可欠なことだと考えておりますので、今後、日本遺産登録に向けて進んでまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5 番（先山 哲子） チャンスはあと 1 回のみで、もうそれで終わりということですので、何とかという思いは、皆さん同じだと思います。とにかく、審査会が決定することですから、審査会のメンバーにおよそ 10 人ぐらいおられるんですかね。その方たちにいかにアピールできるか、訴える力があるかということに尽きると思います。

先般、申請のときに、古道では無理だということで、ちょっと視点を変えて、地滑りも絡めて、地滑りもありながら、古道を通ったということを中心にいろいろと申請したようですが、その地滑りも、私も三郷に住んで 40 年余りですけれども、亀の瀬の地滑りはいつまでも工事していて、すごい地滑りが昔もあったということしか、知識的にはなかったんですけど、実際に資料館に行ったり、いろんな説明を受けて、ずっと回ってきました。そしたら、日本でも類を見ないすごいプロジェクトで、ご存知の最近まで工事がありましたね。昭和 35 年に地質調査が始まって、37 年から、この最近までずっと国交省のほうで地滑りの対策工事が行われまして、4 兆 4,000 万の費用をかけたそうです。日本ではもちろん大きな一番のプロジェクトでありますし、世界でも類を見ない対策工事だったということで、関係者の方々、いろいろと勉強に来られたようです。

それで、勉強会に参加して、やっと理解いたしました。大変だったなということで、ほぼ解決しましたけれど、いまだに多少は地滑りがありますので、そういうことはいろんな機械が今は発達していますので、ご存知のように、三郷からの 25 号線のところ、亀の瀬のところ、ちょっと上へ上がった、25 号線から見えるところに建物がございましたね、プレハブの。あつこが事務所みたいにあったんですけど、ほぼ解消されたということで、撤去されました。また再び今年、再度、また事務所、小屋ですか。また建設されるみたいです。

それで、大変なところを皆さん、いにしえ人は通ったんだなということ、理解、やっとできることができました。そういうことは、どのくらいアピールするように申請されたのかなとも、ちょっと思いました。

ご存知のように、新しい元号が令和になりましたね。その令和になってご存知のように万葉集からの典拠ということで、今、万葉集が大変なブーム、火がついております。飛鳥の万葉文化館、私もちょこちょこ行くんですけど、あそこもだんだん衰退、入館者が衰退でどうしたらいいものかということで、荒井知事初め、

いろいろ対策会議が、これからやろうといった矢先に、物すごい入館量、たくさんの方が全国から来られております。いろいろなイベントもやられておりますし、また万葉集に関する本もすごく売れております。これが、もうちょっと早くわかっていたらと思ったんですが。

三郷町は、万葉集、先ほど言いましたね。来年大きな万葉学会、全国万葉集の学会がありますし、三郷町も万葉集に大変ゆかりの、歴史のある文化の町であります。万葉集、古道のことをうたった歌は27首あります。ご存知のように、この令和という名称がついたのは、ご存知のように家持の父、旅人ですかね。旅人の梅の花の歌の序文から元号が生まれております。旅人の子どもが大伴家持ですね。大伴家持の歌碑はご存知のように、3年前ですか。三室山の入り口のところに歌碑ができております。そういったことで、有名な、皆さんもよく知っているような万葉人も、高橋虫麻呂も三郷と言えば虫麻呂と。虫麻呂といえば三郷ということで。古道のことをうたった歌は、万葉集を含め、あと古今和歌集、新古今和歌集、そういったほかのもろもろのことを含めまして、今現在でも260首、発見されております。その260首も、龍田のことをうたった歌がある、大変な由緒ある古道ということで、またご存知のように、伊達政宗も通ったとか、いろいろ壬申の乱の舞台にもなったところとか、いろいろたくさん、皆さんご存知のいろいろな有名な古道でありますし、また、この近年、明治の時代まで、天皇の行幸路でありました。大体平城京から難波宮まで42キロぐらいあるんですか。そのために1日では越えられないということで、古道の途中に、天皇たちが宿泊する頓宮というところがあったようで、そこも私、行ってきました。

そういった由緒ある有名な古道でありますから、そのアピール度の仕方によっては、訴える力が強くなるのではないかと。今まで、申請のときにいろいろな内容を申請されたと思いますが、それに付加して、この万葉集をもっと表に出していただいたら、かなり変わるのかなと思っております。この辺は皆さん、関係者の方はどうお考えでしょうか。要は、難波宮から大和へ抜ける龍田越え、古道を抜けたところ、三郷町が大和の玄関口でありました。

古道も、幾つかあります。私は、この間は川沿いの古道に行きました。家持の万葉歌碑のあるところから入っていく古道もあります。大体主なところは二つ。あと、今の奈良学園大学の裏にもちょっとまた道はあるようです。とにかく審査員の心にどれだけ訴えるかということにかかっていると思います。ここまで、皆

さん、大変関係者の方も尽力されておりますし、何とかという思いが強いわけ
ありますので、この万葉集をもっと表に出すことはできないのか、ぜひどうお考
えでしょうか、見解を聞かせていただきたいと思います。

それと、役所の方はご存知と思いますが、いろんな古道に絡むいろんなパンフ
もありますね。その中のイラストとか描かれた方々、私、友達でありまして、こ
ういったこととか。こういうふうに私、いただいております。古道を読んだ百人
一首を260以上の中から絞って百選、今年中に近々しようという、またかるた
をつくる、百人一首をつくろう、また人形もつくろう、私にも協力してほしいと
いう依頼もございます。また、こういったことも申請までに実現すれば、またそ
れもアピールする一つの材料になるのではないかなと思います。

この万葉集のことについて、古道に関する歌、もっと表にぽんとアピールでき
るようにできるかどうか、考えるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） まず最初に前半の部分で、地滑りのことをおっしゃい
ました。地滑りのことについても、昨年、今年年明けに森町長と柏原市長が会談
しておりますので、そのお言葉をお借りします。大規模な地滑りを繰り返してき
た、いわば負の財産である亀の瀬があったからこそできあがった数多くの景観が
残っているということなので、その辺もまたアピールしつつ、また、議員おっし
やるように、新元号の令和が万葉集からの典拠ということもあり、万葉集ブーム
が到来しております。多くの歌人が龍田古道を通った際に、多くの歌を残してい
ることから、万葉集を含め、より魅力のある内容にて再申請を行い、審査員の心
に届くような申請を行って、日本遺産登録の実現を目指してまいりたいと考えて
おります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 2問目の質問は、「三郷中学校新校舎」のPRをというタイ
トルでございます。2年間の工期を経て、この春、待望の中学校が建てかえら
れました。ハード、ソフト面ともに充実した理想の学びやが完成し、三郷町と同
等規模の町であれば、全国で今のところ、本当に最先端を行っている日本一の自
慢の中学校ではないかなと思っております。竣工後のお披露目会では、たくさん

の住民も来られました。およそどのぐらいいらっしやったのでしょうか。皆さん、大変関心が高いようでございました。随所に工夫された、また明るく開放的な校舎に、大変、私、見学、お披露目の日もまた再度行ったんですけれど、すごい声を聞きました。せっかくできたのでありますから、宝の持ち腐れとならないように竣工時には、奈良新聞とか、もう一つ、日日でしたか。出ておりましたね。これだけに終わらずに、ぜひもっと近畿一円にPRはできないかなと思っております。

というのは、保育園、幼稚園から大学まである教育の町、三郷であります。そして、いろんな人口も減りつつある中で、私も広報の末尾の最終ページのところに、世帯数の動向、人口の動向が載っておりますね。まだ三郷町は人口減がまだましだと聞いております。いろんなことも取り組んでおりますし。でも、やっぱり見ていますと、マイナスのときもあって、私もひやひやとしているんですけれども、できるだけ住民の人口減にも歯どめをかける魅力ある三郷町ということで、どっか奈良あたりに一応いろんな交通アクセスもいい、便利ですし、それで、私も三郷町に住んだわけなんです。そういったことで三郷町、いいとこやな、子どもを育てるんやったら、教育するんやったら、三郷町に行こうか、便利だしということをもっとアピールできないかということで質問させていただきました。

そのためには、三郷町もいろいろテレビ、NHKとか近畿圏内の放送に時々今登場しております。それだけでなく、ぜひすばらしい教育の町、中学校ができたんだよということを、もっとメディアを通じて、新聞、もっと大きな大手の新聞4紙ございますね。そういったものとか、この狭い地域だけじゃなくて、近畿一円にテレビとかそういったところで、何か発信できないかと考えております。そのお考えはございませんか。ぜひそういったことにも目を向けていただいて、尽力していただけたら、また少しでも三郷町にいろんな住民、誘致できるのではないかなと思っております。お聞かせいただきたいと思えます。

社交辞令的な答えじゃなくて、どういうふうにお考えか。どういうふうに取り組んでいこうと思うか、ちょっとできたら見解と意思をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、先山議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

三郷中学校新校舎につきましては、平成29年5月の着工から約2年の工期を経て、本年3月に無事完成し、4月より子ども達の新たな学びやとしてスタートしております。また、先日の三郷中学校新校舎のお披露目会には、2,000名を超える多くの方々にお越しいただき、とても明るくすばらしい学校になった、いろんな機能が盛り込まれていて、よく考えられている、この学校に通える子ども達がうらやましいといった声を多くいただくとともに、住民の皆様の関心の高さを実感したところでもございます。

そして、このお披露目会に来ていただいた方から、感じた新校舎のすばらしさをSNS等で発信され、多くの方々に口コミといった形で広がり、注目されることにも期待しているところであります。

さて、議員ご質問の三郷中学校新校舎のPRをということですが、平成26年度に学校給食センターを整備した際には、あらゆる状況にも対応できる災害時の予備電源が評価され、ジャパン・レジリエンス・アワードの優良賞を受賞いたしました。そのことも加わり、防災拠点としての機能を有する給食センターとして、これまでも多くの問い合わせや、視察の申し出を受けているところでございます。

三郷中学校新校舎につきましても、外観のデザインや4層吹き抜けのステップホール、体育館のクールピットだけでなく、消防団屯所や福祉避難所を併設するなど、さまざまな特徴や機能を持つ施設となっております。これら施設の特徴を生かし、要件や趣旨に合うコンテスト等があれば、積極的に応募し、町内外はもとより、広範囲にわたりPRできるよう努めてまいりたいと考えております。

また、今後におきましても、多くの方々から好評いただいております三郷中学校新校舎を、新聞やテレビ等のメディアを活用し、積極的に発信することで、教育するなら三郷町、子育てするなら三郷町というイメージをしっかりと幅広い地域に広め、住民誘致につなげていければと考えているところでございます。

そしてまた、先ほど先山議員からお話がありましたように、メディアというのはすごく効果的だと思います。先日、先ほどの話、ありましたクールビズでの話ですけれども、地場産業の雪駄が取り上げられまして、かなり多くの問い合わせを役場のほうにもいただいております。そういったことから考えますと、言われますように、積極的にメディアのほうに、今後投げかけていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5 番（先山哲子）（登壇） 新聞のほうでも、例えば日曜版とか、学校に絡んだ特集とか、いろんな建物、学校の建物、何かいろいろ絡んで、そういったときにはぜひ三郷を掲載していただく。やっぱり新聞の力はすごいですし、それよりもテレビの力のほうがもう何百万人の方が見ておられます。見て、すごいなで終わらないように、まず三郷町に興味を持っていただく。そして、いろんなホームページとかいろんなことで、SNSとか通じて、ちょうどこれから子どもを育てていくのに、教育の面からも三郷に住みたいなど。私が三郷を選んだように、一般の方に近畿一円の方にもぜひ三郷に住みたい、いい町やなということをつなげるようにアピール、ぜひしていただきたいと思います。テレビ、いろんなクールビズに関しては、三郷町ということが知られるようになりました。三郷というのはどこにあるのと、私、よく聞かれたんですよ。関西の友達にも。やっとちょっと三郷ということもぼちぼち近畿の人たちにもわかるようになっていただいて、それとまた万葉集の町だ、先ほど言いました万葉集の歴史ある由緒ある町だと。古道を持った、古道の玄関口だった由緒ある町ということ。それと、すごい教育の町ということをして、できたらテレビにどんどん、テレビから発信していただけたらと思います。

答えは結構です。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。5 番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩いたします。再開、11 時。

休 憩 午前 10 時 37 分

再 開 午前 11 時 00 分

議長（高岡 進） それでは、休憩を解き、再開します。

それでは、6 番、高田好子議員。

6 番（高田好子）（登壇） 議長のお許しをいただきまして、質問させていただきます。何分初めてで、ふなれな点もあろうかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

先般通告させていただきました項目、食品ロス削減に向けての取り組みについて、質問させていただきます。食品ロスは、食べ残しや賞味期限切れなど、日常

生活の中でまだ食べられるのに捨てられる食品のことです。今、日本では1人当たり換算すると、毎日お茶碗1杯分、約139グラムのご飯を捨てていることに相当します。近年、スーパーやコンビニが期間限定で販売するクリスマスケーキや恵方巻など、大量に売れ残り、廃棄されることが問題となっております。食品ロス量は年間646万トンと推計されており、毎日大型10トントラック1,770台分を廃棄し、年間1人当たりの食品ロス量は51キログラムにもなりません。この量は、国連が世界の貧困の方を救うため、食糧援助をする量の約2倍に当たります。また、食品ロスについては、家庭からの料理の食べ残しや冷蔵庫の中で古くなった食品などと、事業者である飲食店の食べ残し、また小売店などの売れ残りの廃棄量とがほぼ同じになります。こうした現状から、国も、まだ食べられるのに捨てられる食品を減らすための食品ロス削減推進法が、5月24日、全会一致で可決成立いたしました。

食品ロスの削減は、食品の多くを輸入に依存する日本が、真摯に受けとめるべき課題であり、国や自治体、事業者、消費者などの多様な主体が連携し、国民運動として推進することや、まだ食べることのできる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組みと定め、国、自治体、事業者の責務や消費者の役割を明記しています。

その中で、市町村は、推進計画を策定し、対策を実施することになります。基本的な施策としては、消費者に必要なに応じた食品の購入や、食品を無駄にしないための自律的な取り組みを促したり、事業者には、国や自治体の施策に協力を求めるほか、必要な世帯等に食品を提供するフードバンク活動を支援していきます。また、10月を食品ロス削減月間に決めました。最近、大手コンビニ各社も対策に乗り出し、大手菓子メーカーが、ほぼ全てのポテトチップスの賞味期限を延ばすとの発表もされており、食品ロス削減に向けた取り組みを加速させております。

その上で、食品ロス削減に向けての町の認識と取り組みについて3点お尋ねいたします。

まず一つ目は、家庭、飲食店など、また教育施設での食品ロス削減に向けての三郷町の取り組みについてお尋ねいたします。

二つ目は、賞味期限切れを迎える防災備蓄品、家庭や事業者からの未利用食品を、フードバンク等へ提供することを検討してみてはいかがでしょうか。

3点目は、食品ロス削減は、行政、事業者、町民が一体となった取り組みを進

めることが重要と考えます。町民や事業者への普及や啓発、行政の周知方法などについてお尋ねいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願いたします。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） ただいま高田議員のほうからご質問いただきました質問について、三つありましたけれど、順を追って回答していきたいと思ます。

まず一つ目の家庭、飲食店、教育施設での取り組みということで、高田議員様からご質問いただいた食品ロスにつきましては、本町といたしましても以前から取り組むべき大きな社会問題として認識しており、食品ロス削減という課題を、ごみの減量対策の中で、生ごみ削減を推進する観点から、平成27年10月から食品廃棄物の分別収集と資源化のモデル事業として、町内の一部地域や事業所から生ごみの分別収集を行っております。

平成28年度、9事業所から収集、85.7トン、平成29年度は11事業所、98.7トン、平成30年度、11事業所、123.1トンと、回収量につきましては拡大してきており、回収した生ごみにつきましては、生ごみ処理機により液肥、液体の肥料ですけれども、にすることで、信貴山地区の観光地に植栽する花や野菜の苗などの育成に役立てています。

可燃ごみの処理量が減少する中、生ごみの回収量がふえている現状では、食品ロスの削減が進んでいないように見えますけれども、分別回収の取り組みが拡大してきた成果とも考えられますので、今後もその推移は見守っていきたいと考えております。

一方、先ほど議員のほうからご説明がありました食品ロス削減推進法につきましても、その成立したことで、その取り組み内容が国民それぞれの立場で参加する国民運動と位置づけられているというところで、本町としましても、この法律がSDGs、持続可能な開発目標の達成に役立つものとして、SDGsにおける17のゴールのうち12番目の、つくる責任、使う責任、12の3では、2030年までに、小売、消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させるという目標に対応するものとして、町でも認識しております。

また、住民の皆様、企業、行政の3者がそれぞれの立場で目標を達成できるよう取り組むことにより、三郷町が掲げているSDGs環境未来都市宣言の理念の

実現に近づくものと考えております。

家庭や飲食店、教育施設での食品ロス削減に向けての取り組みでありますけれども、町内の家庭、飲食店などには、平成30年度から町としまして、年4回発行しているごみ減量ニュースの紙面上で、食品ロスについて触れており、タイムリーな情報提供に努め、啓発を行っているところであります。

教育施設における食品ロスの削減の取り組みにつきましては次のとおりです。

給食センターでは、調理の際に出る残菜や各学校・園からの残食などの生ごみを、生ごみ処理機で微生物により分解し、液肥を生成して、住民に提供しているところであります。

各学校・園では、食べ物を大切にす食育の観点から、毎日の給食につきまして、クラスごとに残食量を記録しているところです。このデータを活用して、子ども達の嗜好を分析し、今後の献立作成に反映させるということで、残食発生の抑制につなげているところです。

二つ目の質問ですけれども、未利用食品をフードバンク等へ提供することということですが、ご提案いただきました未利用食品をフードバンク等へ提供する食品ということで、例示されておりました三郷町の防災用に備蓄する食品につきましましては、備蓄しているものとしましては、保存水、クラッカー、ビスケット、アルファ化米があります。それぞれ賞味期限を踏まえて入れかえを行う計画で進めております。賞味期限間近の備蓄食品につきましましては、自主防災組織、町の防災訓練、学校等の防災教育に提供しており、各防災活動での活用をいただいているところです。

そのほか、町がかかわるイベントなどで飲料水が必要というときには、保存水を活用して、極力期限切れで廃棄をすることのないよう、心がけて備蓄しています。

また、議員から、食品の提供先として例示いただきましたフードバンクにつきましましては、食品メーカーや農家、個人などからさまざまな理由で廃棄が予定された食品を引き取り、支援を必要とする福祉施設団体や生活困窮者へ無償提供を行う活動です。県内では、食品ロス削減に向けた意識を醸成し、地域のコミュニティづくりを支援することを目的に、2017年12月にフードバンク奈良が斑鳩町に設立されました。フードバンク奈良につきましましては、一定の条件を満たした取扱商品を集め、必要としているところへ届けるという活動をしておられます。

一般家庭からは、フードドライブという活動名称で、自治体が食品を集め、フードバンク奈良へ無償で提供する取り組みがあります。

本町では、現在フードバンク等に関する事業は実施していませんけれども、近隣の状況を参考に、検討してまいりたいと考えております。

三つ目の質問でありましたけれども、普及啓発、行政の周知方法ということで、これにつきましては、町民や事業者へ普及や啓発のことということで、先ほどと同様に、ごみ減量ニュースというものを広報媒体として、食品の表示の内容や食品の有効利用、保管方法など知識を提供することで、食品ロス削減を訴え、町民の方々に無駄買いや無駄につくらない、調理段階での過剰除去など、削減につながる提案をしてまいりたいと考えております。

また、事業所につきましても、生ごみを分別していただいているというところから、日々これだけの食品ロスがあるということを随時報告するなど、本町といたしましても、住民の皆様、地域企業の皆様に広く、またわかりやすく周知し、啓発を続けてまいりたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） 再質問させていただきます。

大変前向きなご答弁、ありがとうございました。

まず1点目ですが、生ごみ分別やまたいろんな形で取り組んでいただき、大変にありがとうございます。さらなる取り組みをよろしく願います。

また、二つ目のフードバンク等の参考に、検討するというこも、本当にご答弁ありがとうございます。食品ロスをめぐる現状の中で、子ども達の貧困は深刻で、貧困率は13.9%、7人に1人と依然高い水準を示しております。ご答弁の中にもありましたけれども、フードバンクにつながっていく形で、フードドライブという家庭で余っている食品を持ち寄って、それらをまとめて地域の福祉団体や施設に寄附をしていくという活動を通して、またフードバンクのほうへつなげていく。また必要な人のもとへ届けていくような仕組みづくりを、今後ともよろしく願います。

3点目の、周知に対してですけれども、ホームページや広報、また三郷町ではフェイスブック、ツイッターというふうに、さまざまな角度から周知をしていただいておりますので、そこも進めていただけたらと思います。

食品ロス削減に深く関係のある、先ほどもありましたSDGs、持続可能な開発目標推進においては、三郷町は平成30年8月6日に、子ども達と一緒に三郷町をすばらしい未来にしていこうということで、環境未来都市宣言を近隣の市町村に先駆け、先進的な取り組みもされておりますので、SDGsに掲げられる食品ロス廃棄の半減にも期待を寄せているところでございます。

その上で質問ですけれども、食品ロス削減に三郷町挙げて協力しやすい環境づくりを拡大するために、例えば、パネル展示や講演会などの諸行事で啓発をしたり、また子ども達に啓発のポスターを作成していただいたり、意識啓発をしていってはいかがかなというふうに思っております。今後の取り組みについてお尋ねさせていただきます。

そして、ご答弁をいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 高田議員の質問の再質問ということで、今、私からお答えさせていただきたいなと思います。

三郷町も、去年の8月6日のSDGs環境未来都市宣言ということで、子ども達と一緒にやりました。そして、SDGsの根源は何かとなると、誰一人取りこぼさない社会の実現ということでございます。ですから、全てにわたって頑張ってもらいます。どうか、これからも議員の皆様のご理解、ご協力をお願いしたいなと思います。そして、できることであれば、皆様もSDGsとは何ごとか、何かということを一度勉強していただければ、ありがたいなと思います。そこには、17のターゲット、そして169のゴールがございます。今、ここで述べますと、3時間、4時間になってしまいますので、この辺で終わらせていただきますけれども、やはり今までやってきた社会、無駄がいっぱいあったと思うんです。それをまとめてやはり本当に日の当たらないところ、そして、社会で外れたところ、ここに目を当てるとということで、2015年、国連が決議したのがSDGsだと、私は理解しております。

三郷町だけで、町だけでこのSDGsを達成していくということは、非常に困難なところがございます。ですから、議員各位がご協力いただいて、そして、三郷町の住民さんも一緒になってご協力いただかないと、このSDGs、誰一人とりこぼしのない社会をつくっていく、そして、持続可能な社会をつくるというこ

とには及ばないと思いますので、大ざっぱな質問に、答えになってしまうかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いしまして、回答となっているかどうか分かりませんが、回答とさせていただきます。

議長（高岡 進） 6番、高田好子議員の質問は、以上をもって終結します。

10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書をもとに、なら子育て応援団の取組みについて、一般質問をさせていただきます。

奈良県、市町村等では、さまざまな分野、地域で子育てを応援する企業、店舗、NPO等を団員とする、なら子育て応援団を設立されました。なら子育て応援団とは、こういったものかといいますと、これは、妊婦の方及び18歳未満のお子さんがある世帯を対象として、協賛店から料金等の割引や特典などのサービスを受けることができます。そして、それに加えて、国と全国の自治体が協力をして、子育て支援パスポート事業の全国共通展開がスタートし、平成29年4月から47都道府県の相互利用が可能になりました。この事業を通じて、子育て世帯への経済的負担の軽減や社会全体で子育て家庭を支えるという機運の醸成を図るものであって、日常生活のほか、旅行や帰省の際にも、全国の協賛店で利用することができます。

この協賛店は、こういったお店があるかといいますと、例に出しますと、例えばそれがスーパー、百貨店、コンビニ、飲食店、タクシー会社やガソリンスタンド、学習塾や銀行など、言い出したらきりがありませんけれども、ありとあらゆる職種のお店がございます。

では、どんなサービスが受けられるかといいますと、例えばミルクのお湯の提供であったり、飲食代の割引、ソフトドリンクやミニうどんの無料提供や、子ども向けの絵本が無料でもらえたりと、これ、お店によってさまざまなんですけれども、要は、協賛していただくお店側が独自のサービスをそれぞれ個々に考えられて、自分で決めることができます。

それから利用方法については、往復はがきという手もあるんですけれども、主にパソコンやスマートフォンなどから、なら子育て応援団のロゴマークがあるんですけれども、このロゴマークをダウンロードしていただきまして、協賛ステッカーの張ってあるお店に店頭で提示をすることによってサービスを受けることができます。

しかしながら、こういった取り組みがあるにもかかわらず、利用者、協賛店ともに少なく、まだまだ知らない方が多いのが現状でございます。もっと広く周知を行う必要があると考えております。

近隣の各市町村で協賛店舗の登録数を見ますと、若干、数字に誤差があるかも知れませんが、王寺町では22店舗、河合町では13店舗、上牧町は9店舗、斑鳩町は22店舗で、平群町が16店舗、安堵町が2店舗、そして三郷町は現在11店舗の登録となっております。三郷町、ちなみに今、どういうところが登録していただいているかといいますと、のどか村もそうなんですけども、JR三郷のローソンも、一応ミルクのお湯の提供で協賛をいただいております。

私も、実は知り合いの企業の方に、順次、声を今かけていっているところですけども、やっぱりまだまだ認知度が低く、もっとやっぱり協賛店舗の拡大に向けた取り組みが必要だと思っております。

それから、利用者の周知方法においては、例えばですけど、母親教室、保育園、幼稚園、小中学校へのこういった、なら子育て応援団の資料の配布やフェイスブック等のSNSの活用や、役場の窓口こういった取り組みのパンフレットを設置、また近隣自治体の関係部署との連携によって、もっともっとやっぱりPR活動をしていくべきだと考えております。

そこでお伺いをいたします。この子育て応援団の利用者の周知方法と協賛店の募集方法、この2点について、町は今後、どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（高岡 進） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。それでは、辰己議員のご質問にお答えをしたいと思います。

本町は、平成30年4月から子育て支援の充実やその環境づくりを促進し、安心して子育てができるまちづくりを目指し、妊娠から出産、子育てへと切れ目なくかつ利便性を図るため、ワンストップで子育て支援ができる拠点をコンセプトに、こども未来創造部を創設いたしました。

部の発足から1年余りがたち、関係部署との連携も深まり、住民の皆様には、便利になった、出産、子育てが安心してできる、何かあったらここに来たらいいのねと、大変よい評価をいただいております。

また、昨年には、奈良県庁の子育て支援課へ本町職員を派遣し、1年間の研修を積み、本年4月から本町、こども未来課に配属いたしました。その県庁での経験の中で、今回ご質問のなら子育て応援団についても、内容を聞いておりました。

そして、本年5月21日に平群町・斑鳩町・上牧町・王寺町及び三郷町の5町で、奈良県初となる連携協約を締結し、5町で病児保育を開設いたしますが、その事業についても、県子育て支援課との連携・協力をいただいた成果であり、今後とも奈良県との連携を深め、本町の子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

さて、ご質問のなら子育て応援団は、奈良県が子育て家庭を地域で応援し、支えていくための取り組みの一つとして、事業を展開しています。対象となる世帯やサービスの利用方法は、先ほど議員がおっしゃっていただいたとおりもので、協賛店舗等で応援団のロゴマークの入った携帯画面の提示や画面を印刷したものを提示すると、子育て家庭にやさしい設備や付加的サービスの提供が受けられるというものでございます。

現在、県内では1,727か所の協賛店があり、サービス内容としては、先ほど議員がおっしゃっていましたが重複いたしますけれども、店舗によって、異なりますけれども、例えば、買い物であれば、商品価格からの割引やプレゼントがもらえたり、保険や旅行についても、割引などがあります。また、おっしゃっていただきましたように、コンビニエンスストアでは乳幼児用のミルクのお湯の提供や、金融機関では教育ローンの金利の割引、定期預金の金利の上乗せなどがあります。

三郷町でも現在、薬局、衣服、旅館、レジャー、金融機関など11の企業や店舗が応援団員として入団いただいておりますのは、議員のおっしゃったとおりでございます。

この事業は、県が主体となって取り組んでいる事業ではありますが、三郷町としても住民に最も身近なサービスの提供者、情報紹介の拠点として事業を展開する必要があることから、現在、母子とのかかわりのスタートであります母子健康手帳の交付の際に、保健師のほうから、なら子育て応援団のチラシを配布するとともに、その場で内容を説明し周知に努めています。

そのほかには、県や町のホームページ等で事業の紹介と問い合わせ先を掲載していますが、まだまだ周知が行き届いていない状況があります。

このようなことから、今後はもっと活発に県、町、企業、店舗等が協働して、子育て家庭の応援が続けていけるよう、町としてはまず、商工会などと事業協力を得るための協議を行い、協賛店の登録促進と、町のイベント開催時などの機会を捉えて、住民への一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） ありがとうございます。ただいま窪部長から答弁をいただきましたけども、私の勉強不足で、実はちょっと女性の方が妊娠されたときに、当然母子健康手帳の交付をされると思うんですけども、このときに、マタニティマークを交付されていると思うんですけど、そのときについでにチラシがあれば、そこに配っていただきたいなということをちょっと言おうと思ったんですけども、今、答弁の中で言っていて、ありがとうございます。

実際、三郷町もそうですけども、町内外の方になら子育て応援団の話をさせてもらいますと本当に知らない方が多いのが現状で、実は、先日も三郷町の町内のある企業さんに協賛のお願いに個々に行かせてもらっているんですけども、このときも、当然快く引き受けていただいたんですけども、その方もちなみに子どもさんが3人おられる家庭で、まさかこんないい取り組みがあるのか、知らなかったということをおられました。実は、そんな状況の中で、私もこの6月議会で、奈良県内の知り合いの議員の方に、このなら子育て応援団の取り組みを一般質問であったり、委員会であったり、できたら取り上げていただくように事前にあちこちお願いはしておるんですけども、全員が全員、その質問をされるかどうかわかりませんが、今後、協力をしていただけることはそれぞれ皆、約束をしていただきました。

ただ、人任せにするのではなくて、私は私で、もちろんこの取り組みを広く伝えていこうとは思いますが、それに商工会の会員でもあるので、各種団体に声をかけていき、協力をお願いをしていきたいと考えております。今後も町民の皆さんには広く知ってもらえるように努めていきたいと町のほうにもお願いはしたいと思いますけども、私も今後、周知方法や協賛店の拡大について何かいい案があれば、その都度、まだ窪部長のほうにご相談をさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それから、最後にですけども、議員の皆さん、後援会だよりであったり、町政

報告会、それぞれやられているとは思いますが、このなら子育て応援団の取り組みを私がやっています、僕がやっていますと言ってもらっても全然結構なので、どんどん広めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。やはりこういった取り組みというのは、私1人、一個人がやるものではなくて、やっぱり行政の皆さん、そして議員の皆さん、町民の皆さんとそれぞれ連携をとっていくことが大事だと思うので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。答弁は結構でございます。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 10番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

7番、木谷慎一郎議員、一問一答方式で行います。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは三郷町における子育て支援アプリの導入についてということで、質問させていただきます。

今、日本では、女性、妊娠が判明しますと、母子健康手帳、先ほども話題に出ましたけども、いわゆる母子手帳が交付されることになっております。この母子健康手帳は、子育ての支援策や成長の目安などの情報が記載されておりまして、子どもの成長の記録や予防接種の履歴を記入することができるようになっておりまして、長い間利用するものというふうになっております。

そして、これが現在では、これを電子化したものが子育て支援アプリとして各社からリリースされています。私が調べましたあるアプリでは、母子手帳としての記録をする機能に加えまして、乳幼児期に行う多数の予防接種のスケジュール管理をアプリで行いまして、接種可能な時期になりますと、個人のスマホの画面に接種時期ですよというお知らせがあらわれる等々、日々忙しく、なかなか予防接種の管理までできない場合がある忙しい両親を、サポートできる仕組みとなっております。

また、アプリに関しては自治体の連携が必須というわけではないんですけども、自治体はそのアプリ提供元と連携をすることで、特定の年齢の子どもがいる人という感じで、登録された情報をもとに、ピンポイントで自治体からお知らせを送ることもできると、広報に余り目を通さない方にも、さまざまな子育て支援サービスの案内を届けることが可能となっております。

乳幼児の親となっている方が多い20代、30代の方のスマートフォン所持率

は非常に高く、20代の方に至っては、もう95%に届いていると、届きそうというふうに調査はされております。その中、このようなスマートフォンアプリを使った子育て支援策には、相当のニーズがあるというふうに考えられますが、このようなアプリと連携することに対する町のご意見をお聞きいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（高岡 進） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。それでは、木谷議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町の子育てに取り組む姿勢につきましては、先ほど、辰己議員の答弁での冒頭にもお話をさせていただきましたとおりですので、割愛をさせていただきます。

さて、母子手帳の交付につきましては、妊娠が判明し、窓口に来庁していただいたときに、妊婦と保健師が面談をしながら、出産、その後の子育てに関し、身体の状況、家族のサポートの状況、不安や心配事がないかなどを伺うとともに、子育てに関するいろいろなサービスの情報提供など、30分程度お時間をいただき、説明をしています。そして、その中で、不安や心配事を抱えている方には、保健師が指導、助言を行うとともに、妊婦や家族とともに、子育てをサポートできる体制を整えています。

また、母子健康手帳にかかわって、健診時の乳幼児の記録は、そのときに保健師が直接記入しており、母親や父親と子どもの成長などについてお話をしています。そして、予防接種の記録については、医療機関が母子健康手帳に記入されています。

今回ご提案の子育て支援アプリでございますが、子育てを担う若い世代の人々にとっては、携帯電話、スマートフォンといった機器は、情報ツールとして生活の中にはなくてはならないものになっています。子育て支援アプリが、先ほど述べましたように妊婦と保健師のかかわりから、従来の紙媒体である母子健康手帳との併用であれば、子どもの身長、体重などの一般的な成長記録や予防接種管理といった基本のメニューから町独自のサービス情報まで、提供する内容は多種多様となり、若い世代の母親、父親にとって、便利で有益な情報ツールとなり得ると考えております。

現在、アプリを提供している企業が幾つかありますが、奈良県内の自治体では、大手通信メーカーが運営協力するアプリの導入を実施している自治体は数か所と

なっておりますが、増加傾向にあることは認識しております。

また、本町がSDGsの理念である誰一人取り残さない社会を築くために取り組んでいる中、町内でのリーダーやサポーターなどの人とのつながり、関係団体とのつながり、地域における情報の基盤構築を3本柱とし、ICTを活用した情報共有を図るとともに、世界に誇る人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGOの実現を目指しています。

その中でも、地域内における情報の基盤構築として、三郷町独自の情報通信インフラ、地域BWAと申しますけれども、これを構築し、町内での情報通信網の充実を図り、子育て、防災、福祉など、いろいろな分野での情報提供、共有に役立て、町の課題の解決に向けた取り組みを計画しています。

そのようなことから、今回ご質問の子育て支援アプリの導入に向けては、先ほど述べました地域BWAの構築を目指している中、町内での情報提供、共有は重要であると認識しており、子育て世代への支援、ひいてはよりよいまちづくりを目指しているところであり、今後、検討を重ねてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 子育て支援アプリの導入についてご答弁をいただきまして、ありがとうございました。おおむね前向きなご回答をいただけたかなと思います。

この中で、地域BWAのお話が出てまいりました。なかなか現行、現在、各社で開発されているプラットフォームに乗って、開発といいますか、提携をして導入されるというのがコスト的にも機能的にもバランスを見てよいものになると思うんですけども、そこを広げまして、地域BWAを活用した三郷町独自の子育て支援アプリという方向でも、もし可能となるのであれば、私が想定していた以上の手厚い支援になる可能性があるというふうに考えますので、スマートシティSANGOの実現も含めてご尽力いただけたら、幸いです。

ひとつ電子母子手帳の利点といいますか、その一つ、もう一つ、お話をさせていただきますと、もちろん紙の母子手帳にも成長の記録や予防接種の記録をとっておくんですけども、災害、洪水等、それによって記録した母子手帳が失われるといったことが報道で特集されておりました。そういう場合でも、たとえスマ

ートフォンが洪水で流されたとしても、そのデータ自体はクラウド上に残っているという感じで、電子母子手帳の母子手帳のバックアップとしての機能というのは、非常に大きいものになるのではないかなと思いますので、ひとつ前向きにご検討いただけたらと思います。

その際、子育て支援アプリのプラットフォームというのは複数ありますので、求められる機能の内容を精査して導入していただければと思います。とりわけ、この時期、妊娠から出産、小学校に入る前までの時期に関しては、子育てされている方の不安の多い時期でもあります。同時に、なかなか小さい子どもを抱えて外出するということが自体が難しい時期でもありますので、できればアプリ内の子育て相談ができるような仕組みができれば、手厚く敷居の低い子育て相談が可能となるのではないかなと思いますので、その点に関してもつけ加えて希望をさせていただきます。ぜひ前向きにご検討いただけたらと思います。

私からは以上です。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。

次に、2 問目の質問に移ります。7 番、木谷慎一郎議員。

7 番（木谷慎一郎）（登壇） では、引き続きまして、議長のお許しをいただきまして、日本語が不自由な町民への対応についてということで、質問をさせていただきます。

現在、日本に在留されている外国人の方は 273 万人と、過去最高の人数になっております。もちろん、この 273 万人の方のうち、多くの方は、いわゆる特別永住の方であるとか、日本語で生まれ育った方も多く含まれておりますので、その方々に関しては日本語の問題はないかと思いますが、ただ、必ずしも外国人の方は、日本語を十分理解されている方ばかりではないというふうに考えております。日本語が十分わからないために、地域の方々とトラブルになったり、必要な行政からの支援が受けられなかったりといった問題が生じているということが、たびたび報道されています。

現在、三郷町内で、日本語が理解できないために日常生活に支障があるとして把握されている方がおられるようであれば、どの程度おられるのかということをお聞きしたいと思います。入管法の改正で、今後、多くの外国人の方を地域が受け入れるということになってくるのですけども、現在、どのようにそのような方々に対応されているのか、どのような対応を予定しているのかということをお聞

かせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、木谷議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町には、令和元年5月1日現在、21か国から82世帯、170名の外国人の方が在留されております。

議員ご質問の町内に在留する外国人の方で、日常生活に支障があるとして把握している人数や、その対応についてであります。まず役場の窓口での手続きにしましては、外国人ご本人が日本語を話せない場合は通訳の方と来庁されることが多く、また留学生の場合は各学校と連携し、先生が通訳をしてくださることから、転入・転出や健康保険などの手続きはスムーズに進められており、大きなトラブルは今のところございません。

また、各地域での生活におきましても、幸いなことに日本語がわからないため地域住民や自治会とトラブルになったという事例は届いておりません。

しかしながら、今後におきましても、多くの外国人の方々が安心してお住まいいただくため、例えば、窓口対応の充実を図るためスマートフォン等の翻訳機能を活用するであったり、また自治会等ともコミュニケーションがとれるように仲立ちを行うなど、課題をしっかりと認識し、各課と調整を図りながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、奈良県では、平成25年4月に奈良県外国人支援センターを設置し、在住外国人及び留学生を対象に生活相談や情報提供を行うなど、外国人への支援を強化しております。本町といたしましても、この支援センターとも連携を図り、また他の市町村の取り組みも参考にしながら、外国人の方からも住んでよかった、住んでみたいと言ってもらえるようなまちづくりを心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） お答えをいただきまして、ありがとうございます。

三郷町内で、特段お困りの方がおられるという感じではないというふうなことで、ひとまず安心しております。これからそういう方が三郷町にお住まいになられたときのために、通訳、スマートフォンであるとか、専用の機械等もあるんで

すけども、通訳機といったところも検討いただけているということで、こういう通訳機であれば一つの機械で多くの言語に対応できるというような形になっているのが主流のようですので、ぜひご活用いただけたらと思います。

そのあたりの工夫もしていただきながらなんですけども、そのような方々が通訳の方であるとか、先生であるとか、そういう方々に頼らないと言ってしまうのかかわからないですけども、そういう方々になるべく早く日本語を習得していただいて、社会に溶け込んでいただけるような方向でも、行政として支援していく必要が出てくるのではないかなというふうに思っております。例えば、大都市圏では、日本語の不自由な方に対する日本語教室のようなものも開かれております。なかなか三郷町の人口規模の関係でそういうのを、日本語教室ということになると難しいところも出てくるとは思いますが、ここまでの答弁、一般質問の中でもたびたび出てまいりました、誰一人取り残さない社会を目指していただくというところのSDGsの理念を、ここでもまた検討していただきまして、三郷町内で難しいということでしたら、広域での対応も考えて、今後考えていただけたら幸いです。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、木谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、日本語教室をしてはどうかという提案をいただきました。それにつきまして、議員もおっしゃったように21か国の方がおられるということと、地域的に狭いということで、確かに難しい問題ではございます。そしてまた、先ほどからずっとお話が出ていますように、SDGsの誰一人取り残さないという理念のもとに、三郷町は動き出そうとしておりますので、そのあたり、どこまでできるかわかりませんが、検討のほう、してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開、午後1時。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。それでは、3番、南 真紀議員。

3番(南 真紀)(登壇) 事業系ごみの減量化対策について質問させていただきます。

先ほど、高田議員の質問、食品ロスの質問について一部答弁があったかと思いますが、さらに突っ込んでよろしくお願ひいたします。

環境省が公表した2017年度(平成29年度)の一般廃棄物処理の実績をまとめた資料「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」及び「日本の廃棄物処理」によれば、生活系ごみの排出量は年々減少傾向にあるが、事業系ごみの排出量は横ばいが続き、事業系ごみ量が一般廃棄物排出量全体の約3割を占めています。東京都の多摩地域の自治体は、この間、事業系ごみの減量化対策に熱心に取り組み、環境省が公表した2016年度の「リデュース(1人1日当たりごみ排出量)取り組み」によれば、人口10万人以上50万人未満の市町村ランキングで、ごみ排出量が少ない市町村全国トップ10に小金井市など多摩地域の8市がランキング入りしています。

今年3月議会で、私が、燃やせるごみの一層の減量化をと一般質問したのに対して、町は「一般廃棄物処理業の許可業者や直接搬入される事業所に対して、抜き打ち検査も実施している。事業系の持ち込み量が全体の2割程度を占めていることからしても、町内事業所に資源化モデル事業への転換依頼や分別の徹底を進めるため、ごみ袋の指定など、さらなる工夫を重ねたい」との答弁をしています。ごみ減量化の課題の一つである事業系ごみの減量化に、今年度どのように取り組むのか、具体的にお答えをお願いいたします。

議長(高岡 進) 佐藤環境整備部長。

環境整備部長(佐藤 忍)(登壇) 南議員のほうからご質問いただきました。環境整備部のほうからお答えさせていただきます。

本町におけるごみの排出量のうち、事業系のごみの排出量は、平成28年度では、全てのごみ排出量7,725.007トンに対して、事業系のごみが1,347.05トンということで、17.44%を占めるようになっております。同じように、29年度におきましては、7,658.55トンに対して、1,368.43トン、率にして17.87%、30年度では、7,687.42トンに対して、1,389.7トン、率にしまして18.08%となっており、可燃物における割合は平成28年度で、1,220.95トンで15.8%、平成29年度で1,241.17トンで、16.21%、平成30年度では1,238.46トンということで、16.11%を占めるようになっております。南議員が

おっしゃるとおり、ほぼ横ばいの状況が続いているところであります。

議員にご説明いただきましたとおり、本町の取り組みとしまして、平成29年度までは事業系のごみにつままして、収集車両から焼却炉のピット内に投入される可燃ごみを目視で確認した上で、資源ごみの混入などがあれば口頭で注意をするというようなことをしていただきましたけれども、しかし、改善が必要と考えて、平成30年度から、焼却炉へのピットの投入前に可燃ごみを全て地上スペースに排出をさせて、ごみの質の検査を実施しております。混入があった事業主には警告文と現状写真を示した上で、資源ごみの分別、他町や不燃物の混入禁止の啓発を行ってきております。

今後の話としまして、事業系のごみ減量化に今年度はどのように取り組むのかというご質問をいただいておりますけれども、今年度も引き続き、そういった抜き打ち検査を数回行うということを予定しております。その際に、他町のごみ、それから不燃物が混入している業者につまましては、ごみの搬入受け入れ停止など関係法令に基づいた指導監督を行うほか、可燃ごみの中にある資源ごみの分別意識を高めてもらうため、中身の見える透明または半透明のごみ袋の指定をしています。

また、三郷町が掲げているSDGs環境未来都市宣言の理念実現のため、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集している事業所に生ごみ専用容器を設置して、定期的に回収することで、有効活用するモデル事業を実施しております。事業所に協力いただき分別回収した生ごみ量は、平成28年度、9事業所、85.7トン、平成29年度、11事業所、98.7トン、平成30年度、11事業所、123.1トンと拡大しており、回収した生ごみは生ごみ処理機により液肥、液体の肥料化ということをして、信貴山地区の観光地に植栽する花や野菜の苗などの育成に役立てています。

今後の啓発につまましては、事業者向けのパンフレットや資料などを作成し配布することで、さらなる啓発に取り組む予定です。

以上です。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 西和医療センターは総合病院として継続・充実をということについて、一般質問させていただきます。

現在、三室にある西和医療センターは、三郷町の住民を含め、周辺地域の住民にとっても医療機関としてとても大切な総合病院です。日本共産党三郷町議員団が昨年秋に行った住民アンケート調査で、町や県に重点的に取り組んでほしいことでは、西和医療センターの総合病院としての継続を求める声が1位でした。奈良県は、2014年度、平成26年から地方独立行政法人奈良県立病院機構を設立し、第1期中期目標期間を設けて、高度医療や救急医療など、地域住民に必要な医療提供の充実に取り組んできました。2019年度からは第2期中期目標が始まり、県は病院機構に対して、奈良県の医療レベル向上に貢献することを求めています。

西和医療センターの第2期中期目標の中の役割はどうなっているのかを、お答えをお願いします。

それから、これまでと変わるところがあるでしょうか。あればあわせてお答えをお願いいたします。

議長（高岡 進） 坂田住民福祉部長。

住民福祉部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、南議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、町内には複数の医療機関があり、特に西和医療センターでは、診療科別の医師数や病床数が最も多く、近隣町を含めた機関医療施設として、多くの町民が通院されております。

また、西和医療センターは、平成26年4月の法人化を契機に、奈良県立三室病院から名称を変更し、地方独立行政法人奈良県立病院機構、以下、病院機構といいます。が、主体となり、運営を行っておりますが、中期計画及び目標につきましては、県と協議及び連携を図りながら、西和医療センターのあり方について検討されているのが現状であります。

こうした中、県では、第1期中期目標である平成26年度からの5年間、高度医療や救急医療など、地域住民に必要な医療提供の充実に努めてまいりました。

さらに、令和元年度からは、第2期中期目標が始まり、県は病院機構に対し、奈良県全体の医療レベルの向上に貢献することを求めています。

次に、議員ご質問の西和医療センターにおける第2期中期目標の役割についてでございますが、県の中期目標には、西和医療センターのあり方について明記されており、特に、西和医療センターと奈良県総合センター及び県総合リハビリテ

ーションセンター、また県内の医療機関との連携や役割分担の推進について記載されております。

また、これまでと変わるところがあるのでしょうかとのご質問でございますが、現段階における第2期中期目標には、西和医療センターの診療科数や病床数など、病院の規模等については具体化されていません。

しかしながら、王寺駅周辺地区への移転を含めた再整備方針の検討については明記されており、令和5年度までには、ある一定の方向性が示される予定となっております。

以上のことから、本町といたしましても、病院機構並びに県に対し、今後の動向には注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） ありがとうございます。聞くところによりますと、このところで、今年度、8月1日から、分娩の取り扱いを中止するという張り紙がされたとのこと。先ほども言いましたが、西和医療センターを総合病院として継続、充実してほしいという住民の切実な願いをぜひ県に届けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

また、西和医療センターのあり方についての県の機構との協議についても、進行状況を町議会に報告をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長（高岡 進） 坂田住民福祉部長。

住民福祉部長（坂田達也）（登壇） それでは、南議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず1問目でございます。総合病院、産婦人科、8月1日からといった件でございますが、現段階では、西和医療センターの病院の規模、例えば診療科の数や病床数など、そういった具体化された情報は、私のほうにも、町にも入ってきておりません。今すぐ県に対しまして要望するということは時期尚早かなというふうに考えております。しかしながら、今後、中期目標に向けた協議が病院機構と県でとり行われる中、ある一定の内容が公表された時点で、まず三郷町の住民にとってどうなのかといったことを検討し、内容等によっては県に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

それと、先ほど8月1日からということで、今、私も初めて聞きましたが、ま

たこの議会が終わりましたら、病院機構に対しては、そういったことが事実かということを確認してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の進捗状況の報告についてでございますが、現段階では逐一の報告は考えておりませんが、移転先や病院の規模など、住民さんにとって特に影響があると思われる内容等につきましては、時期、内容等を検討した上で、議会等通して報告してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 今の答弁なんですが、念押しでお聞きしたいんですが、ぜひ総合病院として残していただきたいという、この住民の願いを届けていただくということによろしいですね。

議長（高岡 進） 坂田住民福祉部長。

住民福祉部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。南議員さんの再々質問について、答弁させていただきます。

先ほども言いましたように、現段階では詳細な情報が入ってきておりません。そういったことを情報が入り次第、三郷町の町民さんにとって不利益になるのかといったことも踏まえて、全体の要望を踏まえて、また県のほうには要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、1問目です。県道椿井王寺線の拡幅工事が進められていますけれども、今年度はどういった、どこまで工事が進むのか、予定を教えてください。先日、夕陽ヶ丘の自治会総会で、夕陽ヶ丘10-37付近は道幅が狭くカーブしているため、見通しが悪く危険なので早く工事をしてほしいという意見が出されました。買収のほうは済んでいると思うんですけれども、なぜ早くできないのか。この部分についての工事の計画等も含めて、今年度の予定を教えてください。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 失礼します。神崎議員の一つ目の質問について回

答したいと思います。

議員にご指摘いただいた県道椿井王寺線につきましては、国道168号線及び国道25号線の混雑を避け、多くの車が迂回する路線となっておりますが、道路の線形が悪い上、道路幅員も狭いことから、車両相互のすれ違いも困難な状況となっております。また、通学路として使っているにもかかわらず、歩道が未整備で、自転車及び歩行者の通行が危険な状況となっております。このため、現在行っております拡幅工事は、歩行者の安全確保や円滑な交通の確保等のため、歩道設置を含めた道路改良を、奈良県郡山土木事務所が行っているところであります。

まず、質問の中にありました今年度の工事予定でございますけれども、平成30年度の繰越事業として、県道信貴山線との交差点の一部の改良工事と、それと東信貴ヶ丘側にある新池、吉良齒科横の池というふう聞いておりますけれども、沿いの拡幅工事を現在施工中であります。信貴山線との交差点改良工事の工期につきましては、令和元年6月末までとなっている状況です。新池沿いの拡幅工事の工期につきましては、令和元年9月末までとなっております。いずれも、状況に応じて工期の変更等は生じるというふうには聞いておりますけれども、現状はその予定ということでお答えさせていただきます。

また、令和元年度の事業といたしましては、もう既に拡幅が完了している住民広場の北隣、夕陽ヶ丘5と夕陽ヶ丘6の拡幅工事を予定しているところです。現在行っている工事につきまして目処がつけば、この工事につきましても業者に発注することが可能になることから、町に対しても、県も工事スケジュールを示してくるものと思われまます。

二つ目の質問にあります夕陽ヶ丘10-37付近の拡幅工事がなぜ早くできないのかということでございますが、夕陽ヶ丘10-37の用地買収は、議員お述べのとおり、完了しております。隣接している隣の用地につきましては、現在買収の交渉中でありまますので、この土地の用地買収が完了しましたら、工事に向けて準備を進めていきたいとのことです。

県道の椿井王寺線の拡幅工事につきましては、郡山土木事務所より定期的に進捗状況の報告を受けており、今後も県に対して、本事業が早期完了できるよう、働きかけてまいりたいと思ひます。

以上です。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、2問目に移ります。里親制度の啓発をということです。両親の病気や仕事、経済状況など、さまざまな事情で、生まれた家庭で生活できない子ども達を児童福祉法に基づき、子どもが親と暮らせるようになるまで、あるいは社会自立するまでの一定期間、自分の家に迎え入れて、温かい愛情のもとで養育し、子どもの自立を支援する里親制度があります。

親と一緒に暮らせない子ども達を、公的な責任のもとで社会的に養育する社会的養護の子ども達は、2017年3月末現在、全国で約4万5,000人おり、そのうち3万9,000人が、乳児院や児童養護施設で集団生活をしています。里親家庭で暮らしているのは約6,000人です。奈良県内では、社会的養護の子ども達は2018年3月末現在、339人で、そのうち里親家庭で養育されているのは59人です。

現在、三郷町内に里親をされている方がいらっしゃいます。その方から、制度が余り知られていないので、啓発してほしいという要望が寄せられました。里親制度は、子ども達を家庭的環境で育てるための重要な制度です。施設には施設の役割があり、大事な存在ですが、幼いときから長期的に施設での生活を続けた子ども達は家庭での暮らしを知りません。私だけを、僕だけを見てくれる大人の存在を知りません。そういった状況の中で暮らしておりますと、今度は自分が家庭を持ったときに、こういった家庭を築いていったらいいのか、どう子育てをしていったらいいのかということがわからず、生活するのに難しい状況になってしまいます。そういったことから、制度の啓発をすることで、現在、里親をされている方への周りの人の理解だとか、また里親制度の関心が深まれば、こういったことに取り組もうかという人たちも生まれてくるのではないかということにつながります。

そういったことで、町としても制度の周知に取り組むべきだと思いますけれども、町の考えをお聞かせください。

議長（高岡 進） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えいたします。

里親制度とは、議員が今述べられたように、親の病気、家出、離婚、その他いろいろな事情により、生まれ育った家庭で生活ができない子どもを児童福祉法に

基づき、里親となる自分の家庭に迎え入れ、温かい家庭的な愛情のもとで養育する公的な制度です。

このような生まれ育った家庭で生活できない子どもは、議員がおっしゃっていただいたように、平成29年3月末時点で、全国に約4万5,000人おり、児童養護施設や里親などで暮らしています。このうち、施設ではなく、里親などに預けられている割合は、日本は18.3%となっており、10年前の平成19年3月末の9.5%から比較しますと、約2倍に上昇しています。また、諸外国との比較では、アメリカは77%、韓国は43.6%と、日本は非常に低い状況であり、公的施設などに依存している割合が高い状況であります。

なお、里親となるためには、児童相談所が窓口となり、一定の研修等を受講し、受け入れる家庭の調査等を行い、児童福祉審議会にて審査の上、都道府県知事に認定されて里親として登録されることとなります。

これまでも、里親制度につきましては、福祉保健センター内にポスターを掲示するなどの啓発を行っておりますが、過日、里親支援機関である児童家庭支援センターてんりのほうからも、里親制度についての周知の依頼がありました。

このようなことから、三郷町といたしましても、今年度中に里親制度の啓発の講演会開催を企画し、多くの方に里親制度を理解・認識していただき、あわせて、里親となっただけの家庭がふえるよう、児童相談所などと連携をしながら、制度の周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 今年度はまた講演会なども企画して、取り組んでいただけるということですがけれども、単発に終わらずにやっぱり継続して、これからも取り組んでいただくようお願いをして終わります。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。1 番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、2 番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2 番（久保安正）（登壇） 新三郷町地域防災計画の自主防災組織等への周知は？ということ質問いたします。

平成30年度に修正された新三郷町防災計画が策定されましたが、災害減災計画の中の自主防災組織の育成等に関する計画で、自主防災組織の災害発生時の活

動内容の一つに、避難所の運営、避難生活の指導を新たにつけ加えております。そして、避難生活計画の避難所の運営について、町は防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施するとして、次の3項目を上げております。

1、避難所運営マニュアルの作成。町は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理運営等を図るため、県が作成した奈良県避難所運営マニュアルに基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。ちなみに県のマニュアルでは基本方針の一つとして、避難所では、避難所を利用する人の自主運営を原則とします。このように定めて、避難所の運営に関することを自主的に協議、決定するために、行政担当者、施設管理者、避難所を利用する人の代表者、自治会、自主防災組織の役員等などで構成する避難所運営委員会を設ける、県のマニュアルでこのようになっております。

2、住民等による自主運営に向けた運営体制の周知。町は避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

3、避難所開設運営訓練の実施。町は地域の自主防災組織が住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

この3点を避難生活計画の避難所の運営ということで、新たに、平成30年度に制定された地域防災計画にうたわれております。今申し上げたこの3項目について、具体的にどう実施しようとしているのか、お答えをお願いいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

近年、異常気象による風水害の頻発や、東日本大震災、熊本地震のように、想定を超えた大規模災害等が発生している中、本町においても、一昨年台風21号により甚大な被害が発生いたしました。このことから、防災対策に関する調査、検討を行い、国や奈良県の防災に関する計画や被害想定との整合性を図りながら、本町の地域特性等を踏まえて、地域防災計画の見直しを行いました。

その中で、議員おっしゃるとおり、自主防災組織の災害発生時の活動内容に、避難所の運営、避難生活の指導を明記いたしました。

そして、1点目のご質問の避難所運営マニュアルの作成についてでございます

が、本町では平成22年3月に策定された奈良県避難所運営マニュアルをもとに、平成25年度に三郷町避難所運営マニュアルを策定しておりますが、その後、奈良県避難所運営マニュアルは平成28年熊本地震の課題と奈良県地域防災計画検討委員会での知見を踏まえ、加えて、国の避難所運営ガイドライン等も加味し、平成29年に改定されております。このことから、発生の可能性が高まっていると言われる南海トラフ地震による長期の避難所開設に備え、本町の避難所運営マニュアルにつきましても、見直しに着手したいと考えております。

次に、2点目の住民等による避難所の自主運営に向けた運営体制の周知につきましては、自主防災会や住民一人一人が自分の命は自分で守る、隣近所で声をかけ合い助け合うなど、自助・共助の重要性を認識していただくことこそが大切であり、また、広域的かつ大規模な災害時には公的な支援活動が被災地全体に行き渡らないことが想定されることから、大切な命をつないでいくためには、地域での避難所の運営ができる準備を進めておく必要性や、避難者自身による納得と協働に基づく自主運営態勢が必要不可欠であると考えております。このことから、昨年度より重点的に行っている自主防災会や自治会へのアプローチを継続していくとともに、先般、23団体、53名の方々にご参加いただき開催いたしました自主防災組織の交流会においても、避難所の自主運営に向けた運営体制の重要性を伝えさせていただいたところであり、今後も、この交流会を定期的で開催してまいりたいと考えております。

そして、3点目の避難所開設・運営訓練の実施につきましては、自主防災組織20団体、59名の方々にご参加いただきました本年2月23日に実施いたしました避難所運営ゲームHUGを継続的に訓練として実施していきたいと考えております。この避難所運営ゲームHUGは、避難者の年齢や性別、それぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか。また、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかが模擬体験できるものであります。この模擬体験を通じて、さまざまな地域の方々が、一つの課題に対し、議論しながら答えを導き出すことが、自主防災活動の活性化につながるものだと考えております。

また、今後におきましても、さまざまな訓練を取り入れ、積極的に取り組み、みんなが安心して暮らせる、人にもまちにもレジリエンスなまちを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。

次に、2 問目の質問に移ります。2 番、久保安正議員。

2 番（久保安正）（登壇） 新焼却炉建設の進捗状況はということで質問させていただきます。三郷町も参加する広域による新しい焼却炉の建設が、山辺・県北西部広域環境衛生組合を設立して始められ、2024年2月の稼働を目指して進められております。組合は、平成30年3月にまとめた焼却炉設置及び運営維持管理にかかわる事業方式検討報告書で、事業方式は、公設民営方式の一種であるDBO方式、デザイン・ビルド・オペレート方式を採用するとし、平成30年度と31年度に新施設整備等発注支援業務委託料を予算計上して、今年度に施工業者の選定を行い、来年度の工事着工を予定しております。この進捗状況に変わりはありませんか。

私は、昨年12月議会で、事業方式を公共が財源確保から施設の設計、建設、運営等の全てを行う公設公営方式ではなく、公共が資金は調達するが、施設の設計、建設、運営等は民間業者に包括的に委託するDBO方式を採用したことの根拠について、質問を行いました。その中で、運営維持管理の事業期間が、これまでほとんど実績のない25年間という長期になっている根拠は何か。また、25年間という長期になると、将来の費用についてのリスクの見方が大きくなる可能性があるのではないかと質問を行いましたが、このとき町からは、回答を持ち合わせていないので、組合事務局に確認して報告をするという答弁でした。しかし、いまだに報告はされていないのではないですか。回答をお願いいたします。

それから、一般廃棄物の処理は自治体を実施することになっていますが、広域で実施するとしても、そのことには何の変化もありません。情報の開示要求や問い合わせ等については、速やかに対処するべきと思いますが、いかがですか。

さらに、建設段階はもちろん運営維持管理段階においても、予算決算だけでなく、必要と思われる大事なことは定例議会等に報告があるべきと思いますが、いかがですか。

また、12月議会で、町は事業総額が約426億円と答弁がありましたが、現在もこの額に変わりはありませんか。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 久保議員からご質問いただいたことについて、回答させていただきます。

まず、今回、久保議員にご質問いただいたことにつきまして、一言おわび申し上げます。さきの議会において、ご報告を約束しておきながら、改めてご質問いただくことになり、大変反省しております。今後は、情報の開示請求や問い合わせ等については、速やかに事実確認し、報告してまいりますので、何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、新焼却炉建設の進捗状況についてご説明いたします。

現時点では、当初のスケジュールから変更はありません。なお、工事は令和3年度着手を予定しております。

続きまして、運営・維持管理期間を25年間とした理由ですが、25年間の長期運営の将来費用のリスクについては、ご指摘のとおりであると考えます。しかし、本町が加入しております山辺・県北部広域環境衛生組合といたしましては、ご指摘のリスクも考慮した上で、次に説明する理由で25年間の運営維持管理期間として、組合が公表している仕様書案に記載されているところです。

当初計画により、建屋、建物自体につきましては、大規模な修繕を行わずに50年程度は使用できるものと想定しております。計画期間、建設期間、運営期間、取り壊し期間及び事後調査期間を含めて建設予定地の賃貸借契約を60年間、継続なしと設定しています。焼却設備、焼却炉の設備等のプラント自体は、おおむね20年から25年程度は大規模修繕、長寿命化も含めますけれども、することなしで使用できると想定されるため、50年間の施設運営期間中に、一度はプラントの入れかえが発生すると過去から説明を受けてきております。

ほかの施設の事例では、20年間の運営・維持管理委託が多いですが、仮に20年間の運営期間とした場合は、20年間使用した後、大規模修繕、長寿命化等の多額の費用が発生し、35年程度、その後、建設当時から運営することができたとしても、残りの15年間、50年間のうちの残りの15年間につきましては、改めてプラントの入れかえが発生するということになっております。そして、そのプラントは、まだ十分使える状態で、この施設の施設運営期間としている50年間が経過し、投資効率はよくないということです。

また、この場合の大規模修繕、長寿命化等を行う事業者につきましては、施設の建設時の事業者と随意契約となる場合が多く、競争性の担保ができないという

ことで聞いております。

このようなことから、施設運営期間の50年間の2分の1である25年間を、運営・維持期間、管理期間として、大規模修繕（長寿命化）を行わずに完全にプラント自体を入れかえ、残りの25年間を運営・維持管理期間に設定されたものと思われまます。

続きまして、情報の開示請求や問い合わせにつきましてですけれども、本組合では、平成28年4月の組合発足当時より、山辺・県北西部広域環境衛生組合情報公開条例を制定し、情報公開を進めておられます。本町から当組合へ問い合わせ等についても速やかに対応するという所存です。

最後に、総事業費の変更はないかというご質問ですが、これまで炉の形式や排ガス規制等の施設にかかわること、建設業界の動向や補助金の補助率など、さまざまな変動要因を加味して、総事業費の算定に至っていることから、現時点では事業総額に変更があるとは考えていません。

本町初め、組合加入の各市町村の焼却施設は、老朽化が進んでおり、令和5年8月の新焼却炉稼働開始に一日たりともおくれがないようお願い、町としましても引き続き本事業の進捗を見守っていく所存です。

以上です。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結いたします。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時46分